

独立行政法人大学入試センター行政機関等匿名加工情報の提供等に関する細則

〔 令和 4 年 4 月 1 日 〕
細 則 第 7 号

改正 令和 5 年 12 月 31 日細則第 2 号

独立行政法人大学入試センター行政機関等匿名加工情報の提供等に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、独立行政法人大学入試センター保有個人情報の開示等に関する規則（平成 17 年規則第 3 号。以下「規則」という。）第 26 条第 5 項に基づき、センターにおける行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この細則に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）その他関係法令等の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この細則において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(提案の募集の方法)

第 3 条 規則第 28 条の規定による提案の募集は、毎年度 1 回以上、当該募集の開始の日から 30 日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 センターは、提案の募集に関し必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(提案の方法等)

第 4 条 規則第 29 条の提案は、別記様式第 1 号（以下「提案書」という。）により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 規則第 29 条第 3 項で定める書類は、個人情報保護委員会規則で定める書類の他に次のとおりとする。

一 提案をする者がやむを得ない事由により前 2 号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため理事長が適当と認める書類

二 前号に掲げる書類のほか、理事長が必要と認める書類

4 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

5 規則第29条第3項第1号の書面は、別記様式第2号（規則第35条第2項で準用する場合を含む。）によるものとする。

6 理事長は、規則第29条第2項の規定により提出された書面又は規則第29条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、規則第29条第1項の提案をした者に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（審査した結果の通知方法）

第5条 規則第31条第2項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第3号の通知書により行うものとする。

一 別記様式第4号（規則第35条第2項で準用する場合を含む。）により作成した規則第32条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込に関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

2 規則第31条第3項の規定による通知は、別記様式第5号の通知書により行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第6条 規則第32条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、前条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

（準用）

第7条 第4条から前条までの規定は、規則第35条の規定により提案する場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第6号」と、第5条第1項中「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第7号」と、第5条第2項中「別記様式第5号」とあるのは「別記様式第8号」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月31日）

この細則は、令和6年1月1日から施行する。